

島根県報

平成27年3月31日（火）

第2,686号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|------------|----|
| 指定代理納付者の指定 | (政策企画監室) | 2 |
| 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱の一部改正 | (総務事務センター) | 2 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | (高齢者福祉課) | 3 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 | (障がい福祉課) | 3 |
| 障害福祉サービス事業者の指定 | | |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 | (") | 4 |
| 障害福祉サービス事業廃止の届出 | | |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 | (") | 4 |
| 一般相談支援事業者の指定 | | |
| 食品表示法第8条第4項に規定する身分証明書の様式 | (薬事衛生課) | 5 |
| 保安林予定森林 | (森林整備課) | 8 |
| 保安林の指定 | (") | 8 |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示(2件) | (") | 9 |
| こいの持出しの禁止に係る水系の範囲 | (水産課) | 9 |
| 地籍調査の成果の認証 | (用地対策課) | 10 |
| 港湾法の規定に基づく分区の指定 | (港湾空港課) | 10 |

【公 告】

| | | |
|-----------------------------|---------|----|
| 平成27年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習 | (建築住宅課) | 10 |
|-----------------------------|---------|----|

【内水面漁管委告示】

| | | |
|-------------------|--|----|
| 平成27年度水産動植物の目標増殖量 | | 11 |
|-------------------|--|----|

【内水面漁管委指示】

| | | |
|-----------|--|----|
| こいの持出しの禁止 | | 12 |
|-----------|--|----|

【雑 報】

| | | |
|-------------------------------|---------|----|
| 公営住宅法の規定による出雲市営住宅及び共同施設の管理の実施 | (建築住宅課) | 12 |
| 公営住宅法の規定による雲南市営住宅及び共同施設の管理の実施 | (") | 13 |

【正 誤】

| | | |
|--------------------------|--------|----|
| 平成27年3月13日付け島根県報第2,681号中 | (警察本部) | 14 |
|--------------------------|--------|----|

告 示**島根県告示第250号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条の寄附金をいう。）（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納入されるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) M a s t e r C a r d

(2) V I S A

(3) J C B

(4) D i n e r s C l u b

(5) A M E R I C A N E X P R E S S

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

島根県告示第251号

島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第5号アからウまでを次のように改める。

ア 法人にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定その他これに類する規定に規定する役員（非常勤の者を含む。以下同じ。）又は契約等の権限を委任された支店若しくは営業所を代表する者

イ 法人以外の団体にあつては、アと同様の責任を有する代表者、理事、役員等又は契約等の権限を委任された支店若しくは営業所を代表する者

ウ 個人にあつては、当該個人、当該個人と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は契約等の権限を委任された支店若しくは営業所を代表する者

第2条第8号中「島根県行政組織規則」の次に「（平成18年島根県規則第17号）」を加え、同条第9号中「暴力団員等」を「暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者」に改める。

別表第1号中「暴力団の構成員（以下「暴力団関係者」という。）」を「暴力団員」に改め、同表第2号から第4号までの規定中「暴力団関係者」を「暴力団員」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

島根県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝口善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|----------|------------|--------------|------------|
| 株式会社エムケア | 訪問介護 | 訪問介護事業所 わご | 出雲市灘分町1064-8 | 平成27年3月16日 |
| | 介護予防訪問介護 | ころ | | |

島根県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝口善兵衛

| 事業者の名称 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|----------------|-----------------------------------|----------------------|------------|
| 益田赤十字病院 | 短期入所 | 益田赤十字病院 | 島根県益田市乙吉町イ103-1 | 平成26年10月1日 |
| 社会福祉法人わかくさ福祉会 | 居宅介護 | デイサービスセンター | 島根県益田市桂平町イ107番地3 | 平成26年10月1日 |
| | 重度訪問介護 | 共楽苑 | | |
| 社会福祉法人わかば会 | 短期入所 | サポートハウスわかば | 島根県邑智郡美郷町粕淵146番地1 | 平成26年11月1日 |
| S K サービス合同会社 | 居宅介護 | S K 福祉サービス | 島根県出雲市大津町273番地11 | 平成26年12月1日 |
| | 重度訪問介護 | | | |
| | 同行援護 | | | |
| 有限会社アクティブライフ保知石 | 就労継続支援A型 | 就労継続支援A型事業所つどいの丘 | 島根県出雲市上塩冶町上沢2848番地11 | 平成26年12月1日 |
| 有限会社よろこぼう屋 | 同行援護 | よろこぼう屋ヘルパーズ | 島根県江津市和木町1173-3 | 平成27年3月1日 |
| 特定非営利活動法人広域協会 | 居宅介護 重度訪問介護 | まつえ24 | 島根県松江市内中原町248-383号 | 平成27年3月1日 |
| 株式会社飛鳥 | 短期入所 | こばん | 島根県松江市西津田三丁目14番8 | 平成27年3月1日 |
| 島根県農業協同組合 | 居宅介護 重度訪問介護 | J A しまね斐川介護センター | 島根県出雲市斐川町荘原2172番地3 | 平成27年3月1日 |
| 島根県農業協同組合 | 居宅介護 重度訪問介護 | J A しまね雲南すずらん福祉センター指定障がい福祉サービス事業所 | 島根県雲南市木次町里方1093番地119 | 平成27年3月1日 |
| 島根県農業協同組合 | 居宅介護 | J A しまねやすぎヘル | 島根県安来市飯島町1205番地1 | 平成27年3月1日 |

| | | | | |
|-----------|----------------|-----------------------|-----------------|-----------|
| | 重度訪問介護 | パーテーション | | |
| 島根県農業協同組合 | 居宅介護 重度訪問介護 | J Aしまねくにびきヘルパーパーテーション | 島根県松江市西津田3-5-16 | 平成27年3月1日 |

島根県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝口善兵衛

| 事業者の名称 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|---------------|------------------------|----------------------|---------------------|-------------|
| 松江保健生活協同組合 | 重度訪問介護 | 学園ヘルパーステーション | 島根県松江市学園二丁目7番16号 | 平成26年10月22日 |
| くにびき農業協同組合 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 | J Aくにびきヘルパーステーション | 島根県松江市西津田3-5-16 | 平成27年2月28日 |
| 斐川町農業協同組合 | 居宅介護 重度訪問介護 | 斐川町農業協同組合 | 島根県出雲市斐川町荘原2172番地3 | 平成27年2月28日 |
| やすぎ農業協同組合 | 居宅介護 重度訪問介護 | J Aやすぎヘルパーステーション | 島根県安来市飯島町1205-1 | 平成27年2月28日 |
| 雲南農業協同組合 | 居宅介護 重度訪問介護 | J A雲南すずらん福祉センター | 島根県雲南市木次町1093番地119 | 平成27年2月28日 |
| 社会福祉法人希望の里福祉会 | 短期入所 | 障がい者就労支援事業所のぞみの里 | 島根県益田市横田町2080番地 | 平成27年3月31日 |
| 社会福祉法人四ツ葉福祉会 | 共同生活援助 | グループホームよつば | 島根県松江市打出町25番地1 | 平成27年3月31日 |
| 社会福祉法人シオンの園 | 生活介護 | ございな | 島根県隠岐郡西ノ島町大字別府205-8 | 平成27年3月31日 |
| 社会福祉法人よしだ福祉会 | 居宅介護 | 社会福祉法人よしだ福祉会ケアポートよしだ | 島根県雲南市吉田町深野84番地6 | 平成27年3月31日 |
| 社会福祉法人雲南広域福祉会 | 自立訓練（生活訓練） | 多機能型事業所しやぼん玉工房 | 島根県雲南市三刀屋町古城45-6 | 平成27年3月31日 |
| 社会福祉法人四ツ葉福祉会 | 就労移行支援 | 多機能型事業所のぞみ | 島根県松江市古志町720番地1 | 平成27年3月31日 |
| 社会福祉法人親和会 | 生活介護 就労継続支援B型 | 多機能型事業所ふれあい | 島根県出雲市神西沖町2465-3 | 平成27年3月31日 |

島根県告示第255号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|----------------------------|------------------|------------|----------------|------------|
| 有限会社K Cサポート | 地域移行支援 地域定着支援 | 相談支援事業所よもぎ | 島根県松江市黒田町38-5 | 平成26年10月1日 |
| 特定非営利活動法人浜田自立支援センターウエルチャーム | 地域移行支援 地域定着支援 | 相談支援事業所安丞 | 島根県浜田市下府町190番地 | 平成26年10月1日 |

島根県告示第256号

食品表示法（平成25年法律第70号）第8条第4項に規定する身分証明書の様式を次のように定め、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

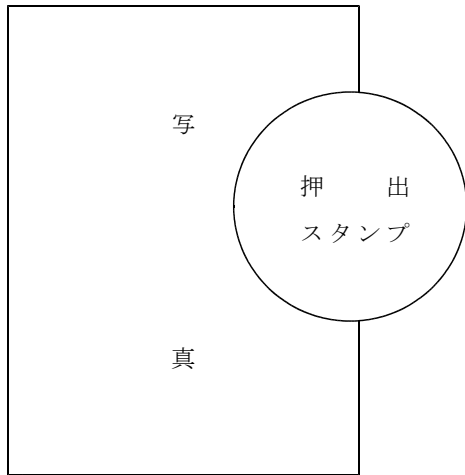
島根県知事 溝 口 善兵衛

(表面)

第 号

年 月 日発行

身 分 証 明 書



所 属

職 名

氏 名

上記の者は、食品表示法第8条第1項又は第2項の規定による立入検査等を行う職員であることを証明する。

島根県知事



(裏面)

食品表示法抜粋

(立入検査等)

第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 [略]

4 前3項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6～9 [略]

(権限の委任等)

第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2・3 [略]

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行うこととすることができる。

5 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

島根県告示第257号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市宇津井町982-1、982-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市宇津井町982-4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第258号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町池田字竹ノ内上1466、2594、字ソリ1467-2、1467-3、字城平ノ下モ1479-2、字大榎1480-2、2593

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第259号

平成27年農林水産省告示第408号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場、美郷町役場及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不明である通知の相手方 | |
|--------------------------------------|-------------|--------------------|
| | 保安林の権利者 | 住 所 |
| 仁多郡奥出雲町河内1008、1009 | 内田 博道 | 隠岐郡知夫村2246-3 |
| 邑智郡美郷町久喜原596-2 | 小田 昇 | 広島市安佐南区中筋3-31-13-3 |
| 邑智郡美郷町久喜原603-6 | 中村 幸人 | 邑智郡美郷町久喜原329 |
| 邑智郡邑南町日貫3522、3532-2 | 横山 一 | 邑智郡邑南町矢上6001-5 |
| 邑智郡邑南町日貫3970-1、3970-5、3970-12、3971-2 | 小笠原 千歳 | 邑智郡邑南町日貫1270 |

島根県告示第260号

平成27年農林水産省告示第464号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不明である通知の相手方 | |
|----------------|-------------|---------------|
| | 保安林の権利者 | 住 所 |
| 雲南市三刀屋町六重893-6 | 渡部 宣久 | 雲南市三刀屋町六重1069 |

島根県告示第261号

平成27年島根県内水面漁場管理委員会指示第27-2号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成26年島根県告示第201号）は、廃止する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）

島根県告示第262号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-------|-----|----------|-------------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 浜田市 | 平成24年度～26年度 | 69枚 | 1冊 | 田橋町2 | 平成27年 3月23日 |
| 安来市 | 平成25年度～26年度 | 28枚 | 1冊 | 赤江7 | 平成27年 3月23日 |
| 仁多郡奥出雲町 | 平成14年度～26年度 | 17枚 | 1冊 | 野呂1 | 平成27年 3月23日 |
| 仁多郡奥出雲町 | 平成15年度～26年度 | 10枚 | 1冊 | 野呂2 | 平成27年 3月23日 |
| 仁多郡奥出雲町 | 平成16年度～26年度 | 9枚 | 1冊 | 野呂3 | 平成27年 3月23日 |
| 鹿足郡吉賀町 | 平成25年度～26年度 | 34枚 | 1冊 | 田野原1 | 平成27年 3月23日 |

島根県告示第263号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、西郷港の臨港地区内に分区を指定したので、次のとおり告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 分区指定区域

隠岐郡隠岐の島町中町、東町、東郷及び飯田の臨港地区内

2 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁県土整備局

公 告

平成27年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定（昭和56年島根県告示第526号）により指定した講習は次のとおりである。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人 島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

| 開催年月日 | 時 間 | 会 場 名 | 所 在 地 |
|----------------|--------------------|--------|---------------|
| 平成27年 7月10日（金） | 午前9時30分から午後4時40分まで | 浜田建設会館 | 浜田市原井町908-28 |
| 平成27年 7月17日（金） | 午前9時30分から午後4時40分まで | ホテル宍道湖 | 松江市西嫁島2-10-16 |
| 平成28年 1月 8日（金） | 午前9時30分から午後4時40分まで | 浜田建設会館 | 浜田市原井町908-28 |

平成28年 1月15日 (金) | 午前 9時30分から午後 4時40分まで | サンラポーむらくも | 松江市殿町369

3 受講料

12,000円

内 水 面 漁 管 委 告 示

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る平成27年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成27年 3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 水産動植物の放流量

| 魚種 放流量 | あゆ | うなぎ | ふな | すずき | やまめ | わかさぎ | えび | もくずがに |
|--------------|--------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|
| | (千尾) | (千尾) | (千尾) | (千尾) | (千尾) | 卵 | (kg) | (千尾) |
| 河川名 | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (kg) | (万粒) | | (kg) |
| 内共第1号 宍道湖 | | 14 | 80 | | | | | |
| | | 400 | 2,000 | | | 3,700 | 400 | |
| 内共第2号 斐伊川 | 251 | 5 | 18 | | 61 | | | 1.2 |
| | 1,710 | 300 | 270 | | 1,415 | | | 30 |
| 内共第3号 神戸川 | 527 | 18.5 | 8 | 1 | 17 | | | 9.8 |
| | 3,350 | 370 | 80 | 10 | 705 | | | 195 |
| 内共第4号 神西湖 | | | 6 | | | | | 3 |
| | | | 60 | | | | 10 | 40 |
| 内共第5号 江の川 | 2,000 | 12 | | 5 | 10 | | | 50 |
| | 10,000 | 400 | | 250 | 80 | | | 35 |
| 内共第6号 八戸川 | 318 | 1.6 | | | 30 | | | |
| | 2,800 | 50 | | | 300 | | | |
| 内共第7号 周布川 | 92 | 1.1 | | | 12 | | | |
| | 800 | 75 | | | 750 | | | |
| 内共第8号 三隅川 | 110 | 0.5 | | | 3 | | | 1 |
| | 516 | 40 | | | 53 | | | 50 |
| 内共第9号 高津川 | 800 | 2 | | | 90 | | | 10 |
| | 3,600 | 100 | | | 1,800 | | | 1 |
| 総計 | 4,099 | 54.7 | 112 | 6 | 223 | | | 75 |
| | 22,776 | 1,735 | 2,410 | 260 | 5,103 | 3,700 | 410 | 351 |

2 産卵場の造成面積

(面積：m²)

| 魚種 | あゆ | うぐい | おいかわ (はえ) | こい |
|--------------|----|-----|-----------|----|
| 内共第2号 斐伊川 | | 55 | | 9 |

| | | | | |
|--------------|-------|--|-------|--|
| 内共第3号 神戸川 | 500 | | | |
| 内共第5号 江の川 | | | 3,000 | |
| 内共第8号 三隅川 | 600 | | | |
| 内共第9号 高津川 | 2,000 | | 500 | |

内 水 面 漁 場 管 委 指 示

島根県内水面漁場管理委員会指示第27-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成27年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 制限の内容

公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生している又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場からの持出し、検査を行うための持出し及び焼却、埋却等処分するための持出しは除く。

この場合、島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、出雲市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年3月31日

島根県住宅供給公社理事長 福 田 滋

1 出雲市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 出雲市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営日吉住宅外45住宅及び共同施設

3 出雲市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年出雲市条例第237号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

| 条 項 | 事 務 の 内 容 |
|-----|-----------------|
| 第4条 | 入居者の公募の方法に関する事務 |
| 第5条 | 公募の例外に関する事務 |

| | |
|------------------|---------------------------|
| 第8条 | 入居の申込み及び決定に関する事務 |
| 第9条 | 入居の選考に関する事務 |
| 第10条 | 入居補欠者決定に関する事務 |
| 第11条 | 入居の手続きに関する事務 |
| 第12条 | 同居の承認に関する事務 |
| 第13条 | 入居の承継に関する事務 |
| 第21条 | 市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務 |
| 第25条 | 住宅使用休止の届出に関する事務 |
| 第27条 | 市営住宅の他用途使用承認に関する事務 |
| 第28条 | 市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務 |
| 第32条第1項、第2項及び第4項 | 高額所得者に対する明渡し請求に関する事務 |
| 第34条 | 収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務 |
| 第35条第1項 | 入居期間の通算に関する事務 |
| 第36条 | 収入状況の報告の請求等に関する事務 |
| 第41条第1項 | 市営住宅の退去の検査に関する事務 |
| 第42条第1項、第5項及び第6項 | 市営住宅の明渡し請求に関する事務 |
| 第55条 | 市営住宅駐車場の使用許可に関する事務 |
| 第60条 | 市営住宅駐車場の使用許可の取消等に関する事務 |
| 第64条 | 住宅監理員及び住宅管理人に関する事務 |
| 第65条 | 市営住宅の立入検査に関する事務 |

(2) 出雲市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 出雲市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

4 出雲市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、雲南市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年3月31日

島根県住宅供給公社理事長 福 田 滋

1 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 雲南市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営西の宮団地外24住宅及び共同施設

3 雲南市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 雲南市営住宅条例（平成16年雲南市条例第283号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

| 条 項 | 事 務 の 内 容 |
|-----|-----------|
|-----|-----------|

| | |
|------------------------------|--------------------------|
| 第4条 | 入居者の公募の方法に関する事務 |
| 第5条 | 公募の例外に関する事務 |
| 第8条第2項及び第3項 | 入居の申込み及び決定に関する事務 |
| 第9条 | 入居者の選考に関する事務 |
| 第10条 | 入居補欠者決定に関する事務 |
| 第11条第2項、第3項、第4項、第5項 及び第6項 | 入居の手續に関する事務 |
| 第12条 | 市営住宅の同居承認に関する事務 |
| 第13条 | 入居の承継に関する事務 |
| 第21条第2項及び第3項 | 市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務 |
| 第27条 | 市営住宅の他用途併用承認に関する事務 |
| 第28条 | 市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務 |
| 第32条第1項及び第4項 | 高額所得者に対する明渡し請求に関する事務 |
| 第34条 | 収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務 |
| 第35条第1項 | 入居期間の通算に関する事務 |
| 第36条 | 収入状況の報告の請求に関する事務 |
| 第41条第1項 | 市営住宅の退去手續に関する事務 |
| 第42条第1項、第3項、第4項、第5項 及び第6項 | 市営住宅の明渡し請求に関する事務 |
| 第43条第1項及び第3項 | 市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務 |
| 第44条 | 市営住宅立入検査に関する事務 |

(2) 市営住宅の駐車場の管理に関する事務

4 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間

正

誤

平成27年3月13日付け島根県報第2,681号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|----------------|-----|-----|
| 17 | 島根県公安委員会規則第4号中 | 108 | 103 |